

健発0507第9号
令和元年5月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正
する省令等の施行について（施行通知）

「元号を改める政令（平成31年政令第143号）」が平成31年4月1日に公布され、同年5月1日から施行されたことに伴い、「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第1号）」（以下「改正省令」という。）及び「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第2号）」（以下、「改正告示」という。）が5月7日に公布され、同日施行されました。

このうち、当局所管の省令及び告示の改正の概要等は下記の通りですので、当該事項について適切に御対応いただくとともに、関係者等への周知をお願い申し上げます。

記

1. 当局関連の省令の改正の概要

改元に伴い、次に掲げる厚生労働省令により定められた様式中の「平成」の語句を「令和」に改める等必要な改正を行ったものであること。

- 栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）
- 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の規定のうち、小児慢性特定疾病に係る部分
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）
- 狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）
- 検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年厚生労働省令第58号）
- 健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）

- 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）
- 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 17 号）

2. 改正省令の附則の概要

- 改正省令の施行の際、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこととしたこと（附則第 2 条第 1 項関係）
- 改正省令の施行の際、現にある旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと（附則第 2 条第 2 項関係）

3. 当局関連の告示の改正の概要

改元に伴い、国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規定（平成 21 年厚生労働省告示第 238 号）により定められた様式中の「平成」の語句を「令和」に改める等必要な改正を行ったものであること。

4. 改正告示の附則の概要

- 改正告示の施行の際、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。（附則第 2 条第 1 項関係）
- 改正告示の施行の際、現にある旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと（附則第 2 条第 2 項関係）